

第8回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 平成30年2月7日 午後3時～午後4時45分

2、開催場所 4階 全員協議会室

3、出席委員 (14人)

会長	7番	松浦	好一
副会長	5番	齋藤	清
副会長	8番	筑井	清
委員	1番	武士	千雅子
	3番	川端	浩二
	4番	下田	正人
	6番	小島	睦美
	10番	峯岸	恵美子
	11番	萩原	克弘
	12番	猪野	計二
	13番	新井	正芳
	14番	齋藤	三千男
	15番	勅使川原	亨
	16番	松井	俊裕

4、欠席委員 (2人) 2番 羽鳥 誠、9番 金田 邦夫

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 下限面積 (別段面積) 設定の検討について

議案第5号 玉村農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

第4 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

6、その他

- ・下之宮の圃場整備とじゃがいもの植え付けについて
- ・活動実績報告について
- ・農業委員会総会の日程について
- ・その他

7、農業委員会事務局職員

事務局長 大谷 義久

事務局 斉藤 博

8、会議の概要

議長 ただ今から第8回総会を開会いたします。
本日は、出席委員は14名ですので総会は成立しております。
それでは、玉村町農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、16番 松井委員・1番 武士委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の斉藤氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第1号 番号1 受付番号 43000022 について議案書と詳細を朗読、説明】

農地法第3条第2項の各号に該当していないことを説明。

議長 番号1、43000022の審議を行います。この件に関しまして、農振部会が現地調査を行っておりますので、副会長より報告をお願いします。

副会長 この件に関しましては特に問題はないということで、許可と判断しました。

議長 それでは、質疑に入りたいと思います。43000022について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号43000022について原案のとおり許可と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、受付番号43000022は原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第2号 番号1 受付番号43000014について議案書と詳細を朗読、説明】
申請地は市街化調整区域にあるが、申請地は市街地に近接している区域内で農地の集団性は10ha未満であり、第2種農地であること、除外の容認については、昭和56年以前であること等を説明。

議長 番号1、43000014の審議を行います。この件に関しましても、農振部会が現地調査を行っておりますので、副会長より報告をお願いします。

副会長 この件に関しまして、周囲の農地に影響はないということで許可相当と判断しました。

議長 それでは、質疑に入りたいと思います。43000014について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号43000014について原案の

とおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号 43000014 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続いて、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第 3 号 番号 1 受付番号 43000007 について議案書と詳細を朗読、説明】
申請地は市街化調整区域にあるが、東・南・西側道路に上下水道管が有り、500 m以内に医者と小学校があるので第 3 種農地であること、除外の容認については、昭和 56 年以前であること等を説明。

議 長 議案第 3 号番号 1、43000007 の審議を行います。この件に関しまして、農振部会が現地調査を行っておりますので、副会長より報告をお願いします。

副会長 この件に関しても、問題はないということで許可相当と判断しました。

議 長 それでは、質疑に入りたいと思います。43000007 について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 43000007 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号 43000007 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続いて、番号 2 について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第 3 号 番号 2 受付番号 43000023 について議案書と詳細を朗読、説明】
申請地は市街化調整区域にあるが、南側道路に上下水道管が有り、500m以内に医者と高校があるので第 3 種農地であること、除外の容認については、昭和 56 年以前であること等を説明。

議 長 議案第 3 号番号 2、43000023 の審議を行います。この件に関しまして、農振部

会が現地調査を行っておりますので、副会長より報告をお願いします。

部会長 43000023 につきましては、特に問題はありませんので許可相当と判断しました。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。43000023 について、発言のある方は挙手をお願いします。

委員 使用貸借ということで賃料は発生しないとのことですが、社長と兄弟だからということですか。

事務局 そういうことだと思います。

議長 その他、意見はありますか。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 43000023 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、受付番号 43000023 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

なお、4条5条は県の許認可ですので、町農業委員会の意見を添付して県へ申請書を提出いたします。

また、議案第3号番号1につきましては、3,000㎡以上の案件となりますので県の審議会の意見聴収案件となります。その他の案件は全て全員賛成でしたので、農業会議の意見は必要なしと致します。

続きまして、議案第4号「下限面積（別段面積）設定の再検討について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局 【下限面積（別段面積）設定の再検討について説明。】

議長 前回、五料、飯倉、小泉、下之宮、箱石について下限面積を20アールということで決定いたしました。事務局より貸借が設定されている割合が高い、小泉、下之宮、箱石について再度検討をお願いしたいとありますが、この件につきまして質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

委員 小泉、下之宮、箱石は、畑の不耕作地が多く、20アールにしてはどうかという提案でありました。

事務局 下限面積は、田畑を分けて設定出来ませんので、田についても20アールということになってしまいます。そうなると、集積が進んでいる田について、効率的な集積の妨げになってしまう可能性があるので、今年は五料、飯倉地区の下限面積を設定し、様子を見ながら検討して、再度来年決めるということではいかがでしょうか。

委員 下限面積を設定した場合には、どのように公表する予定ですか。

事務局 まず、ホームページは公示後すぐに公表いたします。また、「農業委員会だより」に掲載いたします。あとは、町農業公社にも連絡いたします。その他は、委員の皆様から地元等へ周知していただければと考えております。

委員 設定した場合、どれくらいの賃貸等の動きが出てくると考えておりますか。

事務局 まったくわかりませんので、様子を見ていくしかないかと思えます。

議長 設定したからといって、誰でもすぐに借りられる訳ではありませんので、どのようになるかわかりませんが、今年は五料、飯倉地区の下限面積を設定し、様子を見てみるということではよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 五料、飯倉地区の下限面積を20アールに設定することに決定します。
続きまして、議案第5号玉村農業振興地域整備計画の変更に関する意見について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 【議案第5号玉村農業振興地域整備計画の変更に関する意見について説明。】

議長 除外についての案件ということですが、消防署以外の案件につきましては、容認されますとその後、転用申請が来まして農業委員会で審査を行うこととなります。また、編入につきましては、一度除外が容認されましたが、転用申請に至らず計画がなくなったものでありまして、青地に戻すものであります。この件につきまして、農業に関する影響について、農業委員会として何か意見がありますか。

(特になしの声)

議 長 特にないとのことですので、意見なしで報告させていただきます。
次第4の議事については、終了といたします。
次に次第5の報告事項に移ります。報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局 【報告事項第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理状況
について報告を朗読、説明】

【報告事項第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況
について報告を朗読、説明】

【報告事項第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況につ
いて報告を朗読、説明】

議 長 報告事項について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

委 員 5反要件がありますが、法人の構成員が法人に貸している場合、5反要件に合
致しないため貸借を1回解除して農地を買うというのは不合理ではないか。何か
特例措置はないのか。

事務局 前任の農業委員会の時にも同じ意見がありまして、確認しましたが、法人が農
地所有適格化法人であり、その法人にお貸している個人が農地を買う場合は、貸
借の解除が必要であるとのことでもあります。

議 長 何かの機会に、法律なり要件の緩和を上部に農業委員会として意見したいと思
います。
その他何かありますか。

(なしの声)

議 長 発言は無いようですので、次第5については終了といたします。
続きまして、次第6その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局 【・下之宮の圃場整備とじゃがいも植え付けについて

・活動実績報告について

・農業委員会総会の日程について

・その他について、朗読、説明】

議 長 じゃがいもの植え付けについては、3月19日（月）午前9時集合でお願いいたします。雨天の場合は20日でお願いいたします。肥料入れと耕うんについては、後日連絡します。

議 長 その他、委員より何かありますか。
なければ、本日の議題は全て終了いたしましたので委員会を閉会といたします。

以上の通り、会議の内容を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議事録署名人

議事録署名人